

2 群馬県政務活動費の交付に関する条例（令和6年3月改正）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十四項から第十六項までの規定に基づき、群馬県議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、群馬県議会（以下「議会」という。）における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（政務活動費の交付対象）

第二条 政務活動費は、議会の会派（所属議員が一人の場合も含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

（政務活動費の額及び交付の方法等）

第三条 政務活動費の月額、三十万円（以下「一人当たりの月額」という。）に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

- 2 前項の所属議員の数は、月の初日が終了した時における各会派の所属議員数による。
- 3 月の途中（月の初日を除く。）において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。
- 4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（会派の届出）

第四条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、その代表者は、別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。

- 2 会派結成届で届け出た事項に異動が生じたときは、その代表者は、別に定める様式により会派異動届を議長に提出しなければならない。
- 3 会派を解散したときは、その直近の代表であった者は、別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

（会派等の通知）

第五条 議長は、前条第一項の規定により会派結成届の提出のあった会派について、毎年度四月一日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

（政務活動費の交付決定）

第六条 知事は、前条の規定による通知に係る会派について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付等)

第七条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けたときは、毎四半期の最初の月の十日（その日が群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第六号）第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、その直後の休日でない日）までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたときは、会派結成届が提出された日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派に対し、交付する。ただし、任期満了日の属する月の翌月については、会派結成届が提出された日を月の初日とみなす。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、当該会派に既に交付した政務活動費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分から調整する。
- 5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の直近の代表であった者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。
- 6 一四半期の途中において、会派の所属議員数の減少により、会派異動届を提出した会派の代表者は、異動のあった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）から一四半期が終了するまでの月数分に、減少した所属議員数を乗じて得た数に一人当たりの月額を乗じて得た額の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(政務活動費の用途)

第八条 会派は、会派及び議員が実施する県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（別表において「政務活動」という。）に要する経費として、政務活動費を別表に定める用途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書)

第九条 会派の代表者は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により、当該年度の終了の日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派が消滅した場合には、当該会派の直近の代表であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月（その日が月の初日の場合は、前月）までの収支報告書を、別記様式により、消滅した日の翌日から起算して三十日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 前二項の収支報告書には、政務活動費による支出に係る証拠書類（領収書その他支出を明らかにする書類をいう。以下同じ。）を添付しなければならない。

(議長の調査)

第十条 議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提

出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務活動費の返還)

第十一条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第十二条 議長は、第九条の規定により提出された収支報告書及び証拠書類（以下「収支報告書等」という。）を、提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、群馬県情報公開条例（平成十二年群馬県条例第八十三号）第十四条の不開示情報を除き、閲覧に供するものとする。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年六月二十日条例第五十三号）

この条例は、公布の日から施行する。（公布の日：平成十四年六月二十日）

附 則（平成十九年六月二十八日条例第五十五号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の群馬県政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成十九年四月三十日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第九条及び第十二条の規定は、平成十九年四月三十日以後に交付された政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二十年九月十八日条例第四十号）

この条例は、交付の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日条例第二十八号）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の群馬県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年三月十八日条例第三十二号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日条例第五十四号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別記様式は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費に係る収支報告書について適用し、同日前に交付された政務調査費に係る収支報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年十二月二十八日条例第百十五号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十五年三月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の群馬県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の群馬県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第四条の規定により提出されている会派の届出は、新条例第四条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附 則（平成二十八年三月二十九日条例第六十一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月二十六日条例第四十四号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第三十三号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十六日条例第四十八号）

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第8条関係）

分類	項目	内容	主な例
政策調査研究・政策立案活動費	調査研究費	政務活動として行う視察、研修等の実施及びこれらへの参加、外部への調査研究委託、行政機関等に対する要望活動等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、レンタカー・バス借上代、調査先入場料、調査先への土産代、傷害保険料、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、会費、参加費、資料購入費、資料作成費、調査研究等委託費等
	会議費	政務活動として開催し、又は出席する会派内又は会派間の会議等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、通訳・翻訳・速記代、講師等謝礼、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費等
広聴・広報活動費	広聴費	政務活動として行う各種団体等との意見交換、行政関係者からの意見聴取、県民からの相談や要望の聴取、アンケート調査等に要する経費	交通費、宿泊費、食事代、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、アンケート調査費、各種団体との意見交換会等に必要な会費等
	広報費	政務活動として行う広報紙（誌）、ホームページ等の作成・発行等に要する経費	広報紙（誌）・政務活動報告書等の印刷・製本代、原稿料、委託料、デザイン代、写真代、コピー代、はがき代、新聞折込代、送料、ホームページ等作成管理委託料・保守料等
	県政報告等活動費	政務活動として行う県政報告会、街頭広報等に要する経費	交通費、会場・機器等借上代、看板代、茶菓代、資料購入費、資料作成費、通訳・速記代、機材費、自動車借上代、道路使用許可申請手数料等
活動補助費	人件費	政務活動のため雇用する職員及び臨時職員等に要する経費	給料、賃金、各種手当、社会保険料、負担金等
	事務費・事務所費	政務活動のため必要な事務並びに事務所の設置及び維持に要する経費	事務用品購入費、備品購入費、通信費、光熱水費、備品等修理費、事務機器リース・保守料、運搬費、インターネット接続経費、来客用茶菓代、賃借料、管理費、仲介手数料、礼金、清掃・修繕等維持管理費、政務活動に必要な造作費、負担金等
	資料購入・事務所費	政務活動のため日常的に必要な資料の購入及び作成に要する経費	書籍・報告書等購入費、ビデオテープ・DVD・CD-ROM等購入費、有料データベース代、コピー代、印刷・製本代、原稿料、写真代、パネル代、新聞・雑誌購読料、辞典辞書・法令集等購入費等
	交通費	政務活動のため日常的に必要な交通費	電車代、バス代、タクシー代、高速道路料金、駐車場代、ガソリン代、自動車の維持管理費、自動車リース料等

年 月 日

群馬県議会議長

様

会派名
代表者

〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

群馬県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第2項）の規定により、別紙のとおり〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

